

国立研究開発法人港湾空港技術研究所監事監査規程を次のとおり定める。

平成27年4月1日

国立研究開発法人港湾空港技術研究所理事長

高橋 重雄

研究所規則第2号

国立研究開発法人港湾空港技術研究所監事監査規程

独立行政法人港湾空港技術研究所監事監査規程（平成15年研究所規則第1号）の全部を改正する。

第1章 監事監査規程の目的

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人港湾空港技術研究所法（平成11年法律第209号。以下「個別法」という。）第7条第1項に規定する監事が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項の規定に基づいて行う業務の監査について必要な事項を定め、国立研究開発法人港湾空港技術研究所（以下「研究所」という。）における同項の監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

第2章 監事監査の環境整備

（監事間の情報の共有）

第2条 監事は、職務遂行上知り得た重要な情報を他の監事と共有するよう努めるものとする。

（監査費用）

第3条 監事は、あらかじめ理事長に申し出て、監事の職務遂行に必要な費用の確保を求めることができる。

2 監事は、費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意するものとする。

（監事監査の実効性を確保するための体制）

第4条 監事は、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、監事監査の実効性を確保するために必要な体制を整備するよう理事長に対して求めることができる。

(理事長との定期的会合)

第5条 監事は、理事長と定期的に会合をもち、監査上の重要課題について意見を交換し、理事長との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。

(補助職員)

第6条 理事長は監事と協議し、監事の指揮命令の下に監査に関する事務補助に従事させる者を、職員のうちから命ずるものとする。

2 監事は、補助職員の監事監査補助業務に係る人事評価・懲戒処分等に関与することができるものとする。

第3章 業務監査

(中長期目標等及び中長期計画等に基づき実施される業務の監査)

第7条 監事は、研究所が中長期目標等及び中長期計画等に基づき実施する業務全般について、以下の観点から監査するものとする。

- 一 中長期目標等及び中長期計画等の達成状況
- 二 業務運営の適正かつ効率的な実施
- 三 財務内容の改善状況
- 四 上記が未達成等の場合における原因の究明状況

(理事長の意思決定の状況の監査)

第8条 監事は、以下の点に留意して忠実義務等の履行状況について監査する。

- 一 理事長の意思決定の内容が法令等に違反していないこと
- 二 意思決定の内容が理事長として明らかに不合理でないこと
- 2 監事は、理事長の意思決定に関与する重要な会議への出席や以下に示す書類を調査すること等により、理事長の意思決定の過程を監視し検証するものとする。
 - 一 通則法第19条第6項で定める書類
 - 二 その他法人の規程等で定める書類

(内部統制システムに係る監査)

第9条 監事は、通則法第28条第2項に基づき記載した業務方法書の内部統制システムの構築・運用の状況を、監査するものとする。

- 2 監事は、内部統制システムの構築・運用の状況についての報告を理事長に対し定期的に求めるほか、内部監査担当者や会計監査人からの報告等を通じて、内部統制システムの状況を監査し、その結果を随時理事長に報告するとともに、必要があると認めたときは、内部統制システムの改善を助言するものとする。
- 3 監事は、内部統制システムの内容が相当でないと認めたとき、及び内部統制システムの構築・運用の状況において役員（監事を除く。）の忠実義務に違反する重大な事実があると認めたときには、その旨を監査報告に記載するものとする。

(その他の監査対象)

第10条 第7条、第8条及び第9条に掲げる監査の他、監事は、次に掲げる事項について監査する。

- 一 関係法令に基づく諸規程等の整備状況並びに諸規程等に基づく業務の状況
- 二 組織及び人事管理の状況
- 三 予算、収支計画及び資金計画の執行状況
- 四 資産の取得、管理及び処分の状況
- 五 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する事項
- 六 契約の締結及び執行の状況
- 七 職員の安全管理の状況
- 八 情報公開、個人情報保護の状況

(文書の回付)

第11条 次に掲げる事項に関して理事長に回付あるいは決裁を求める文書は、すべて速やかに監事に回付するものとする。ただし、通則法第19条第6項で定める文書は国土交通大臣に提出する前に監事に回付しなければならない。

- 一 業務運営の基本方針に関する文書
- 二 研究所規則の制定又は改廃に関する文書
- 三 業務上の訴訟、事故又は異例の事項に関する文書
- 四 国土交通大臣からの許可、認可又は承認の申請及び届出に関する文書及び国土交通大臣からの許可、認可、承認又は通知に関する文書
- 五 国土交通省に提出する報告書その他の重要と認められる業務報告書類
- 六 会計検査院その他監督機関に提出し、又は受理した文書のうち重要なもの
- 七 前各号以外の行政機関等から受理した重要な文書
- 八 事業実施計画及び予算の実行に関する重要な文書
- 九 職員の採用・異動、契約、資金の運用及び法務に関する重要な文書
- 十 前各号に掲げる文書以外で、第3章及び第4章の監査上重要な文書

(理事長等への報告義務)

第12条 監事は、通則法第19条の2に基づき、役員（監事を除く。）の不正が認められるときは、理事長及び国土交通大臣に対して報告しなければならない。

2 監事は、役職員から、他の役職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあるとの報告を受けたとき、又は通則法、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとの報告を受けたときで、必要と認める場合は、理事長に報告するとともに、国土交通大臣に報告するものとする。

3 監事は会計監査人から役員（監事を除く。）の職務執行に関して不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があることを発見した旨の報告を受け、必要と認める場合は、理事長に報告するとともに、国土交通大臣に報告するものとする。

第4章 会計監査

(会計監査の内容)

- 第13条 監事は、事業年度を通じて法人の業務を監査することにより、国土交通大臣に提出する財務諸表等が、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているかについて検証するものとする。
- 2 研究所が会計方針、会計処理の方法及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、理事長は、あらかじめ変更の理由及びその影響について監事に報告し、その意見を聞かなければならない。

(会計監査人)

- 第14条 監事は、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検討するものとする。
- 2 監事は、会計監査人の監査方法及びその結果の相当性に関する判断に基づいて、監査意見を形成し、その結果を監査報告に記載するものとする。

第5章 監査の方法

(監査の種類)

- 第15条 監査は監査計画に基づき年間を通じて実施するとともに、必要と認める場合に随時又は臨時に実施するものとする。
- 2 監査は、書面による方法及び実地による方法その他監事が適当と認める方法により行うものとする。

(監査計画)

- 第16条 監事は、監査方針、監査項目、監査方法、監査実施時期等について、年間の監査計画を作成するものとする。監査計画は、必要に応じ適宜修正するものとする。
- 2 監事は、監査計画を理事長に通知するものとする。

(会議等への出席・意見陳述)

- 第17条 監事は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため経営戦略会議、内部統制委員会、その他の重要な会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(文書の閲覧)

- 第18条 監事は、業務運営に関する全ての文書を閲覧できるものとする。また、監事は必要があると認めるときは、役職員に説明を求め、又は意見を述べることができるものとする。
- 2 監事及び補助職員は、所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ、保存及び管理されているかを調査し、必要があると認めるときは、役

職員に説明を求め、又は意見を述べることができるものとする。

(役職員に対する調査等)

第19条 監事は、通則法第19条第5項に基づき、いつでも、役職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は研究所の業務及び財産の状況の調査をすることができるものとする。

- 2 監事は、必要に応じ、ヒアリング、往査その他の方法により調査を実施し、十分に事実を確かめ、監査意見を形成する上での合理的根拠を求めるものとする。
- 3 監事から報告又は説明を求められた役職員は、正当な理由なくしてこれを拒否し、又は虚偽の回答をしてはならない。

(他の監査機関等との連携)

第20条 監事は、内部監査担当者及び業績評価担当者と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施するよう努めるものとする。

- 2 監事は、内部監査担当者からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めることができるものとする。また、監事は、必要に応じ内部監査担当に対し特定事項の調査を依頼することができる。
- 3 監事は、内部監査担当者の監査結果を内部統制システムに係る監事監査に実効的に活用するものとする。
- 4 監事は、研究所の役員（監事を除く。）のほか、内部統制機能を担当する職員から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求めることができるものとする。

(会計監査人との連携)

第21条 監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めるとに加えて、積極的な情報交換を行うこと等により、会計監査人と緊密な連携を保つことに努めるものとする。

- 2 監事は、会計監査人から提出された会計監査報告の参考資料に記載された内容について会計監査人に質問するなど、会計監査人からもたらされた情報を自らの監査業務に活用するものとする。

(独立行政法人評価制度委員会等との連携)

第22条 監事は、独立行政法人評価制度委員会の意見等が業務運営に適切に反映されていることを確認することや国土交通大臣に提出した監査報告を同委員会に送付すること等により、同委員会との連携の強化に努めるものとする。

- 2 監事は、会計検査院、総務省行政評価局、財務省等の第三者機関が実施した調査等の情報を収集し、監査業務への活用に努めるとともに、これらの機関等が実施する監事や補助職員等を対象とする研修への積極的な参加を通じて、職務遂行能力の向上に努めるものとする。

第6章 監査の報告

(監査調書の作成)

第23条 監事は、実施した監査方法及び監査結果、並びにその監査意見の形成に至った過程及び理由等を監査調書として記録し、一定期間保存するものとする。

(監査報告の作成・提出)

第24条 監事は、監査の方法及び結果を記載した監査報告を作成し、理事長及び国土交通大臣に提出するとともに、その内容について説明を行うものとする。

2 監査報告には、国土交通省令において記載しなければならないとされた事項のほか、別途監事が報告の必要性を認めた事項がある場合にはその具体的な内容を記載するものとする。

(監査報告の公表及び周知)

第25条 監査報告は、原則としてこれを公表するものとする。

(意見の提出及びその後の確認)

第26条 監事は、通則法第19条第9項に基づき、監査の結果により、必要があると認めるときは、理事長又は国土交通大臣に意見を提出することができる。

2 監事は前項に基づき国土交通大臣に意見を提出するときは、あらかじめ理事長にその旨を通知するものとする。

3 監事が、監査の結果に基づき、理事長に是正又は改善が必要な旨の意見を提出した場合は、理事長は速やかに是正等の措置あるいは書面での対応方針の回答を行うものとする。

4 監事は、前項による是正等の措置の状況を確認するものとする。

第7章 その他

(事故又は異例の事態の監事への報告)

第27条 業務上の事故、不具合あるいは天災等により研究所の役職員、施設、設備等に重大な被害が生じるおそれがあると認めた場合には、役員及び関係部門の責任者は速やかに文書又は口答で監事に報告しなければならない。

2 役職員は、他の役職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は通則法、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(守秘義務)

第28条 監事及び補助職員は、職務上知りえた秘密の保持に十分注意するとともに、正当な理由なく他にもらしてはならない。

(この規程の改正)

第29条 この規程を改正する場合には、理事長はあらかじめ監事と協議するものとする。

2 監事は、案を附して、理事長にこの規程の改正を求めることができる。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。